

杉並区バリアフリー基本構想の改定に向けた取組について

平成25年に策定した杉並区バリアフリー基本構想（以下「バリアフリー基本構想」という。）が、令和3年度に目標年次を迎えることから、今後策定される総合計画・実行計画及びまちづくり基本方針との整合性を図るとともに、令和2年5月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「改正バリアフリー法」という。）を踏まえ、以下のとおり改定を行うこととしたので、報告します。

1 改定方針

- （1）改正バリアフリー法第36条の2第1項に基づき、教育啓発特定事業をバリアフリー基本構想の中で位置付けることにより、心のバリアフリーの取組を推進する。
- （2）現バリアフリー基本構想で重点整備地区に定めた方南町駅周辺地区におけるバリアフリー化の取組状況等を検証した上で、重点整備地区を改めて選定する。
- （3）令和4年度に策定を予定している杉並区地域公共交通計画との調和を図る。

2 目標年次

新たな総合計画等との整合性を図るため、令和12年度とする。
ただし、改定後、おおむね5年を経過した時点で、重点整備地区における特定事業その他の事業の実施状況について調査、分析及び検証を行い、必要に応じてバリアフリー基本構想を改定することとする。

3 改定の進め方

関係機関等との意見交換及び連絡調整を図るため、区民や関係事業者等で構成する杉並区バリアフリー推進連絡会において検討を進める。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年12月 改定バリアフリー基本構想案作成、都市環境委員会へ報告
令和5年 1月 区民等の意見提出手続の実施
3月 バリアフリー基本構想の改定、都市環境委員会へ報告